

帝塚山学院大学における競争的資金に係る間接経費の取り扱い方針

2018年6月1日制定

2020年7月1日改定

1. 目的

この取り扱いは、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」（以下、「共通指針」という）に基づき、帝塚山学院大学（以下、「本学」という）における競争的資金に係る間接経費の取り扱いについて必要事項を定める。

2. 定義

間接経費とは、直接経費に対する一定比率で手当することで、競争的資金による研究の実施に伴う本学の管理に必要な経費として、本学が使用する経費をいう。

なお、間接経費のうち、3分の1以内で当該研究者に配分する。但し、研究部門に係る経費に限ることとする。

3. 間接経費の納付等

本学において競争的資金により間接経費を得たものは、当該間接経費を本学に納付する旨を申し出なければならない。

当該研究者が、他機関等へ移籍又は当該競争的資金による研究を廃止する場合は、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者へ返還するものとする。

なお、間接経費に残額がない場合はこの限りでない。

4. 使途

次の事業等に充てるものとし、具体的な使途は別表のとおりとする。

- ①本学の研究開発環境の改善及び研究機能向上に係る事業
- ②競争的資金による研究実施に伴い必要となる管理等経費

5. 繰り越し

原則として、翌年度に繰り越すことはできない。

6. 研究者の転出等に伴う返還

未使用額がある場合に限り返還することがある。

ただし、当該競争的資金拠出元の機関による特別な定めがある場合は、その定めに基づき準拠することとする。

7. 実績報告

毎年度の使用実績に応じて、定められた期日までに当該競争的資金拠出元の機関に報告する。

8. 執行及び管理

学長の責任の下で計画的適正に執行すると共に、使途の透明性を確保する。

9. 取り扱いの変更

関係府省より共通指針等に見直しがあった場合には、本取り扱いも随時見直すこととする。

以 上

「別表」

間接経費の主な使途の例示

本学において、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費のうち、以下のものを対象とする。

1. 管理部門に係る経費
 - ア. 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
 - イ. 管理事務の必要経費
備品購入費、消耗品費、賃借料、人件費、通信運搬費、謝金、国内旅費、会議費、印刷費等

2. 研究部門に係る経費
 - ウ. 共通的に使用される物品等に係る経費
備品購入費、消耗品費、賃借料、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞雑誌費、光熱水費等
 - エ. 当該研究の応用等による研究活動の促進に係る必要経費
研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、賃借料、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞雑誌費、光熱水費等
 - オ. 特許関連経費
 - カ. 研究棟の整備
 - キ. 設備の整備、維持及び運営経費
 - ク. ネットワークの整備、維持及び運営経費
 - ケ. 図書館の整備、維持及び運営経費
など

3. その他の関連する事業部門に係る経費
 - コ. 研究成果展開事業に係る経費
 - サ. 広報事業に係る経費
など

※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や、本学の機能向上に活用するために必要となる経費などで、学長が必要な経費と判断した場合、執行することがある。ただし、直接経費として充当すべきものは対象外とする。